

令和 3 年度概算要求の概要

～ウィズ・ポストコロナ時代の雇用就業機会の確保～

令和 2 年 9 月

厚生労働省

雇用環境・均等局

令和3年度 雇用環境・均等局関係 概算要求の概要

(単位：千円)

区分	令和2年度 当初予算額①	令和3年度 概算要求額②	増減額③ (②-①)	対前年比 ②/①
一 般 会 計	376,538	376,538	0	100.0%
義 務 的 経 費	197,695	197,695	0	100.0%
裁 量 的 経 費	178,843	178,843	0	100.0%
新型コロナウイルス 感染症への対応など 緊要な経費	事項要求(注)		-	-
労働保険特別会計	159,059,728	111,288,848	▲ 47,770,880	70.0%
労 災 勘 定	5,642,981	5,255,534	▲ 387,447	93.1%
雇 用 勘 定	153,416,747	106,033,314	▲ 47,383,433	69.1%
総 計	159,436,266	111,665,386	▲ 47,770,880	70.0%

(注) 新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、原則事項要求。

第1 人材投資の強化や就職氷河期世代、高齢者、女性等の多様な人材の活躍促進

「新たな日常」の下で、雇用維持に対する支援を継続しつつ、業種・地域・職種を超えた再就職等を促進する。また、すべての人々が意欲・能力を活かして活躍できる環境を整備するため、就職氷河期世代活躍支援プランの実施、高齢者の就労・社会参加の促進、女性活躍の推進等を図る。

1 雇用の維持・継続に向けた支援

緊要(35億円)

雇用調整助成金等により、休業、教育訓練、出向を通じて雇用維持に取り組む事業主を支援する。

2 業種・地域・職種を超えた再就職等の促進

1,206億円+**緊要**(1,185億円)

(1) 職業訓練を通じた職業スキルや知識の習得

990億円+**緊要**(997億円)

国及び都道府県が設置している公共職業能力開発施設や、専修学校、NPOなど様々な民間教育訓練機関等において、職業に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練を推進する。

(2) ハローワークの就職支援ナビゲーターによる業種を超えた再就職等の支援【新規】 31億円の内数

ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による再就職支援計画の作成・実施、日本版O-NETを活用したキャリアコンサルティング等の個別支援を行い、労働市場の状況や産業構造の変化を踏まえたニーズの高い職種、雇用吸収力の高い分野への再就職支援を推進するための体制強化を図る。

(3) 業種・職種を超えた転換を伴う再就職等を促進する都道府県の実施等支援

68億円(58億円)

ニーズの高い分野への事業転換やキャリアチェンジ等による新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた地域の雇用の再生のほか、産業政策と一体となって行う良質

で安定的な雇用機会の確保を行う都道府県が取組等、地域の特性を生かした取組に対する支援の強化を図る。

(4) 都市部から地方への移住を伴う地域を超えた再就職等の支援

8.7億円(8.7億円)

東京圏を中心に、地方就職を希望する方に対するハローワークの全国ネットワークを活用した職業紹介や生活関連情報の提供等を一体的に行うとともに、大都市圏に新たに専門の相談員を配置する等により、コロナ禍における地方への就職希望ニーズが高まることを見据え、業種、職種を超えた再就職等も含めた個々のニーズに応じた支援を行う。

(5) 産業雇用安定センターによる産業間出向・移籍マッチングの推進

4.4億円(3.7億円)

(公財)産業雇用安定センターにおいて新型コロナウイルス感染症の影響等により、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足の企業等との間で在籍型出向制度を活用したマッチングを行う支援プログラムの強化を図ること等により、出向・移籍マッチングの推進を図る。

(6) 成長企業等への再就職支援

2.4億円(1.3億円)

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等の早期受入れを行う企業への助成により、成長企業や異なる業種等への再就職を支援する。

(7) ハローワークにおける求人の確保と求人充足サービスの充実等

7.2億円(7.1億円)

雇用の確保を図るため、ハローワークにおいて積極的な求人開拓を実施するとともに、求人の充足に向けて求職者が応募しやすい求人内容の設定や求人条件の緩和等の助言をきめ細かく行うなど、求人充足サービスの充実を図る。

また、「雇用対策協定」の締結を更に推進するとともに、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する取組を行うなど、国と地方の連携を図る。

3 派遣労働者など非正規雇用労働者の再就職支援、新規学卒者への就職支援 620億円+**緊要**(630億円)

- (1) ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援 31億円の内数(14億円)

非正規雇用労働者等の早期再就職を支援するため、ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援の強化を図る。

- (2) 求職者支援訓練による再就職支援 247億円+**緊要**(235億円)

新型コロナウイルス感染症の影響による経済情勢の悪化に伴い、やむを得ず離職した方の再就職を促進するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援訓練を推進する。

- (3) ハローワークにおける生活困窮者等の就労支援 84億円+**緊要**(83億円)

ハローワークが地方公共団体と連携して生活保護受給者・生活困窮者等の就労支援を実施するとともに、就職後の職場定着支援を行い、就労による自立を促進する。特に新型コロナウイルス感染症の影響等により増加が見込まれる生活困窮者等に対する就労支援を強化する。

- (4) 生活困窮者等を雇い入れる事業主への助成 1.2億円(1.7億円)

生活困窮者・生活保護受給者を雇い入れる事業主に対して助成することにより、生活困窮者等の雇入れ及び継続雇用を促進する。

- (5) 職業能力・職場情報・職業情報の見える化の推進 66億円(62億円)

求職者、学生等が、企業の職場情報を総合的にワンストップで閲覧できるサイト(しよくばらぼ)及び求人者、求職者等に職業情報を提供するサイト(日本版O-NET)を運用し、職場情報・職業情報の「見える化」を一層推進する。

職業能力の「見える化」の観点から、技能検定やジョブ・カードの強化・活用促進を図る。

中途採用者の増加や定着の促進等に取り組む事業主への助成を行うことにより、中途採用の拡大を図る。

(6) 新規学卒者等への就職支援【一部新規】

95億円+緊要(87億円)

第2の就職氷河期世代をつくらないため、新規学卒者等を対象に、新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援に加え、就職活動開始前の学生等に対する早期の支援を実施する。

また、大学等との連携強化により支援対象者の確実な把握を行い、特別支援チーム※を活用した就職実現までの一貫した支援の強化を図る。

※ 特別支援チーム：コミュニケーション等に課題を抱える新規学卒者等を効果的・集中的に支援するための専門家（就職支援ナビゲーター、公認心理師など）で構成されるチーム

(7) フリーターへの就職支援

30億円(30億円)

フリーター（35歳未満で正社員就職を希望する求職者）を対象に、わかものハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を通じて正社員就職を支援する。

(8) 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の促進等

97億円(117億円)

労働人口の中長期的な減少が見込まれ、人材不足分野が顕在化している中、事業主の雇用管理改善に対する助成により、「魅力ある職場づくり」の促進等を図る。

介護労働者の身体的負担軽減に資する介護福祉機器の導入による労働環境の改善を図る。

4 キャリア形成支援の推進、技能を尊重する気運の醸成

25億円(25億円)

(1) キャリア形成サポートセンターを通じたキャリア設計支援の推進等

21億円(21億円)

キャリア形成サポートセンターを通じて、キャリアコンサルティングによる支援（オンラインを含む。）として、企業へのセルフ・キャリアドック（※）の導入支援、労働者へのジョブ・カードを活用したキャリアプランの再設計の支援を推進する。また、労働者の主体的なキャリア形成を支援する観点から、ジョブ・カードのデジタル化を進め、マイナポータルとの連携を図る。

※ セルフ・キャリアドック：労働者のキャリア形成を支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み。

(2) 技能を尊重する気運の醸成

4. 3億円(3.7億円)

技能五輪国際大会等に向けた選手強化策の実施を通じ、世界レベルの高度技能者を集中的に育成し、企業・社会に展開していくとともに、企業等の人材投資への気運を醸成する。

5 医療介護福祉保育等分野への就職支援

54億円+**緊要**(40億円)

(1) 雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援【新規】

7. 4億円+**緊要**

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護分野における人材確保を支援するため、ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援、介護分野向け訓練枠の拡充、訓練への職場見学・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乗せ、福祉人材センター等による介護分野に就職した訓練修了者への貸付金制度の創設等を実施する。

(2) ハローワークの専門支援窓口拡充、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進

45億円(39億円)

医療・介護・保育分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を拡充し、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図るとともに、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」を推進し、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により重点的なマッチング支援を実施する。

(3) 優良基準の明確化等による優良な民間人材サービス事業者の推奨

88百万円(97百万円)

医療・介護・保育等の人材を円滑に確保するため、優良な職業紹介事業者の明確化を図るとともに、既存の優良事業者認定制度の要件の見直しの検討等も併せて実施する。

(4) 「医療のお仕事 Key-Net」等を活用した医療人材の確保【新規】 73百万円

新型コロナウイルス感染症に対応する中、医療従事者の確保が困難な地域においても、地域医療を支える医療機関・保健所などにおける必要な医療人材を迅速に確保することができるよう、令和2年度に開設した、医療機関・保健所等の人材募集

情報と求職者のマッチングを行う Web サイト「医療のお仕事 Key-Net」の運用を行う。

6 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

681億円+**緊要**(632億円)

- (1) ハローワークにおける専門窓口の拡充、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援 17億円(15億円)

不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、専門担当者によるチームを結成し、個別の支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施する。

- (2) 民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援の実施

29億円+**緊要**(13億円)

特に就職氷河期世代の不安定な就労状態にある方の多い地域において、成果連動型の民間委託により不安定な就労状態にある方の教育訓練、職場実習等を行い、安定就職につなげる事業を実施する。

あわせて、当該訓練等を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるように支援する。

- (3) 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援

35億円+**緊要**(35億円)

就職氷河期世代の方向けに創設した「短期資格等習得コース」において、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を実施する。また、当該訓練を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるように支援する。

- (4) 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れる企業への助成金等の活用

14億円(13億円)

事業主への助成金の支給により、就職氷河期世代の方の正社員としての就職を推進する。

また、安定的な就職が困難な求職者に対し、一定期間試行雇用する事業主を助成することにより、その適性や業務遂行可能性の見極めなど、求職者と求人者の相互理解

を促進し、就職氷河期世代の支援を実施する。

(5) 地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代の無業者の支援

52億円(53億円)

地域若者サポートステーションにおいて、就職氷河期世代の方々に対する継続的な支援を実施するとともに、オンラインによる相談支援を推進する。

(6) 就職氷河期世代の活躍支援のための都道府県プラットフォームを活用した支援等

6.4億円(5.6億円)

官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「都道府県プラットフォーム」において、支援策の周知広報、企業説明会の開催等を通じ、就職氷河期世代の雇入れや正社員化等の支援に取り組むほか、新たに雇入れ等に係る好事例の収集・発信を実施する。

また、就職氷河期世代に対する国の各種支援策について、SNS 広告、動画広告、インターネット広告等のメディアを活用し、就職氷河期世代本人やその家族等、それぞれの置かれている状況を踏まえ、様々なルートを通じた広報を実施する。

(7) 社会参加等に向けた支援のための市町村プラットフォーム設置・運営の促進等【一部新規】

520億円の内数+緊要(489億円の内数)

官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営を促進するため、都道府県による出張相談や研修会の開催等の後方支援を実施する。

また、令和2年度に引き続き、各市等の自立相談支援機関へのアウトリーチ支援員の配置を通じた支援の充実等の各取組を進める。

(8) ひきこもり支援の充実や地域社会に向けた情報発信の促進【一部新規】

520億円の内数+緊要(489億円の内数)

SNS 等による相談支援など市町村におけるひきこもり支援を充実・促進するとともに、地域社会に対してひきこもり支援に関する情報発信を行い、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。

7 高齢者の就労・社会参加の促進 319億円+**緊要**(279億円)

- (1) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援【一部新規】 96億円(42億円)

70歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等を行う企業、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を行う。

また、65歳超雇用推進プランナー等による提案型の相談・援助による支援を行う。

- (2) ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援の拡充 34億円(31億円)

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、300箇所のハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を強化するとともに、高年齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する企業に対して紹介する「高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業」におけるマッチング機能を強化する。

- (3) 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援 6.8億円(3.3億円)

中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するため、助成を行うとともに、高年齢者の特性に配慮した独創的・先進的な取組を検証し、検証結果を公表することで、高年齢労働者の安全衛生対策を推進する。

- (4) シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保 183億円+**緊要**(203億円)

地域の高齢者の就業促進を図るため、地域の様々な機関が連携して高齢者の就業を促進する「生涯現役促進地域連携事業」を推進する。

シルバー人材センターにおいて、定年退職後等の高年齢者の多様な就業ニーズと地域ニーズをマッチングし、高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を通じて地域社会の活性化等を図る。また、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、「新しい生活様式」を踏まえ、必要な感染症予防対策を講じつつ、十分な就業機会の確保と創出を行うための取組を両輪で実施し、ウィズコロナ時代にあった生きがい就業を実現し、地域社会の活性化を図る。

8 女性活躍・男性の育児休業取得の推進

183億円+緊要(174億円)

うち雇用環境・均等局分 143億円(133億円)

(1) 女性活躍推進法の対象拡大に向けた中小企業への支援等

7. 1億円+緊要(※1)(7. 0億円)

令和4年4月1日より、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定や情報公表の義務が101人以上企業に拡大されること等を踏まえ、中小企業に対する電話やメール相談の実施、個別企業の訪問支援の強化を行う(※2)等(※3)、女性活躍の取組の更なる推進を図る。

- ※1 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成金(参考資料P.1)
- ※2 中小企業のための女性活躍推進事業(参考資料P.2)
- ※3 女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業(参考資料P.3)
両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)(参考資料P.4)

(2) 子育て等により離職した女性の再就職の支援

40億円(40億円)

子育てをしながら就職を希望する女性等を対象としたハローワークの専門窓口(マザーズハローワーク、マザーズコーナー)において、個々の求職者のニーズに応じた就職支援を実施するとともに、仕事と家庭の両立ができる求人の確保等を推進する。

(3) 男性の育児休業取得の促進をはじめとする仕事と家庭の両立支援の推進

136億円+緊要(※1)(126億円)

育児休業の制度等に係る周知・啓発や助成金による支援を引き続き実施する。特に、男性の育児休業取得を一層強力に促進するため、配偶者の出産直後の男性の休業を促進する枠組みの検討などを進めるとともに、配偶者が出産を控えた男性労働者等に対する育児休業の意義・目的の周知や、企業に対する男性の育児休業等の取得促進に係るセミナー(※2)、助成金による支援(※3)等を実施する。

介護離職防止に向け、事業主に対して育児・介護休業法の周知徹底及び相談・指導を行うとともに、労働者等への介護休業制度等の周知広報やケアマネジャー等が仕事と介護の両立に関する知識を習得するための研修カリキュラムを用いた研修を実施する。(※4)

- ※1 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金(参考資料P.5)
- ※2 男性の育児休業取得促進事業(イクメンプロジェクト)(参考資料P.6)
- ※3 両立支援等助成金(出生時両立支援コース、育児休業等支援コース)(参考資料P.7)
- ※4 中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援等事業(参考資料P.8)

9 障害者の就労促進

174億円＋**緊要**(170億円)

(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化 138億円(135億円)

令和3年3月1日に引上げられる障害者雇用率を踏まえ、ハローワークと地域の関係機関が連携し、特に、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化を図る。

障害者就業・生活支援センターについて、引き続き、リモート面談等に必要なポータブル機器やWi-Fi環境の導入等設備面の整備を行うほか、地域の支援機関等に対して蓄積したノウハウの提供等を通じて就業支援の推進を図る。

(2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化 【一部新規】 32億円(31億円)

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進する。特に、大学等における発達障害者等の増加を踏まえ、就職活動に際して専門的な支援が必要な学生等に対して、大学等と連携して支援対象者の早期把握を図るとともに、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を行う。

精神障害者等の受入体制を整備するため、職業能力開発校において精神保健福祉士等を配置するとともに、精神障害者等の雇入れに係るノウハウを普及し、対応力を高める。

(3) 障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進【一部新規】

15億円(12億円)

障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進を図るため、テレワークによる勤務の理解促進・周知のためのフォーラムを開催するとともに、テレワークの形式で障害者をトライアル雇用する場合、最長6か月までトライアル雇用期間を延長可能とする。

(4) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の推進 3.5億円(4.6億円)

公務部門において雇用される障害者の定着支援を一層推進するため、ハローワーク等に配置する職場適応支援者が各府省に出向き、職場適応に課題を抱える障害者や各府省の人事担当者等に対して、必要な助言を行う。

また、厚生労働省においても、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための研修等を行う。

(5) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援

517億円の内数+**緊要** (505億円の内数)

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に、地域生活支援促進事業により支援を行う。

10 外国人に対する支援

123億円(121億円)

うち雇用環境・均等局分 14百万円(26百万円)

(1) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援 **15億円(11億円)**

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行うとともに、雇用維持のための相談・支援等についても積極的に実施する。

また、外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で就労を継続し、その能力を発揮できるよう、外国人を雇用する事業主の雇用管理改善の取組みに対する助成を行う。

(2) 外国人労働者の労働条件等(※)の相談・支援体制の強化 **14億円(19億円)**

うち雇用環境・均等局分 14百万円(26百万円)

外国人労働者に係る労働相談体制の強化を図るとともに、外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材等の作成により、労働災害防止対策を推進する。

※雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおける多言語化の推進(参考資料P.9)

(3) 自治体と連携した地域における外国人労働者の受入れ・定着のためのモデル事業の実施 **7.4億円(4.3億円)**

外国人労働者の地域での受入れ・定着に積極的に取り組む都道府県において、都道府県労働局と連携して外国人労働者の円滑な職場・地域への定着支援を行うモデル事業を引き続き実施する。

(4) 外国人求職者等に対する就職支援 **16億円(18億円)**

① 外国人留学生等に対する相談支援の実施 **8.1億円(8.1億円)**

ハローワークの外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーにおいて、新たに

大学と協定を締結する等により連携を強化し、留学早期における就職支援から、就職後の定着支援までの一貫した支援を実施する。

② 定住外国人等に対する相談支援の実施

2.6億円(2.1億円)

定住外国人等が多く所在する地域のハローワーク(外国人雇用サービスコーナー)において、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人開拓等により、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施する。

③ 外国人就労・定着支援研修の実施

5.6億円(8.0億円)

日系人等の定住外国人を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を実施する。

(5) ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備

8.3億円(4.9億円)

ハローワークの職業相談窓口に通訳員を配置するとともに、電話通訳・多言語音声翻訳機器の活用や、外国人求職者への多言語による情報発信等により、相談支援体制の整備を図る。

また、コロナ禍において来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、多言語に対応したハローワークコールセンターを継続して設置する。

(6) 外国人技能実習の実地検査や相談支援の適切な実施

6.3億円(6.4億円)

外国人技能実習機構において実習実施者及び監理団体による雇用管理改善を促進するための事業等を実施するほか、監理団体・実習実施者に対する実地検査等により、制度の適正な運用を図る。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により実習継続が困難となった技能実習生等への相談体制等を充実する。

第2 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進

誰もが働きやすい社会の実現に向けた働き方改革を着実に実行するため、「新たな日常」の下での柔軟な働き方の促進をするとともに、ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり、最低賃金・賃金引上げ、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などにより、労働環境の整備を実施する。

1 「新たな日常」の下で柔軟な働き方がしやすい環境整備

34億円(6.4億円)

うち雇用環境・均等局分 32億円(4.0億円)

(1) 良質な雇用型テレワークの導入・定着促進

31億円(3.1億円)

雇用型テレワークについて、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図るため、テレワーク相談センターによる働き方改革推進支援センターと連携した各都道府県での個別相談対応の充実やセミナーの開催(※1)等により、ガイドラインに沿った事業主の取組を促すとともに、テレワークを実施する中小企業への支援(※2)を充実する。

※1 テレワーク相談センター事業(参考資料P.10)

※2 人材確保等支援助成金(テレワークコース)(参考資料P.11)

適正なテレワークの導入・定着促進事業(参考資料P.12)

テレワーク相談センター事業(参考資料P.13)

国家戦略特区におけるテレワーク推進センターの設置について(参考資料P.14)

(2) 雇用類似の働き方の者と発注者との契約等のトラブルに関する関係省庁と連携した相談支援等

86百万円(85百万円)

雇用類似の働き方の者と発注者等との契約等のトラブルについて、関係省庁と連携して相談できる窓口を整備する。(※)

※ 柔軟な働き方(自営型テレワーク・雇用類似の働き方)に係る就業環境の整備(参考資料P.15)

(3) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等

2.4億円(2.4億円)

一般健康診断やストレスチェックなどによる副業・兼業を行う労働者の健康確保に

取り組む企業へその要した費用を助成すること等により、労働者の健康確保に向けた事業者の取組を支援する。

また、自身の能力を一企業にとらわれずに幅広く発揮したいなどの希望を持つ労働者が、希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境の整備に向けて、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成30年1月策定、令和2年9月改定）等の周知等を行う。

2 ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり

293億円+**緊要**(326億円)

うち雇用環境・均等局分

38億円(51億円)

(1) 職場における感染防止対策等の推進

10億円(4.8億円)

新型コロナウイルス感染症に関連する職場のメンタルヘルス不調等に伴う相談に対応するため、相談体制を拡充するほか、高年齢労働者の感染防止対策を推進するため、社会福祉施設や飲食店等の利用者等と密に接する業務を簡素化するための設備の機械化等に係る経費の補助等を行う。

(2) 長時間労働の是正

169億円+**緊要**(196億円)

うち雇用環境・均等局分

38億円(51億円)

① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

124億円(147億円)

うち雇用環境・均等局分

35億円(48億円)

中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、個別訪問支援や出張相談、セミナー等に加え、新たに業種別団体等に対し専門家チームによる支援を実施する。(※1)

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介(※2)、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等(※3)を行う。

※1 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(参考資料P.16)

※2 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた自主的取組への技術的な支援(参考資料P.17)

※3 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業(参考資料P.18)

② 自動車運送業、建設業、情報サービス業における勤務環境の改善

60億円（59億円）

自動車運送業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するとともに労働者の運転免許取得のための職業訓練等の支援を行う。また、トラック運送業については、荷主に対し、適正取引を促すために荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの周知等を行う。

建設業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するなど、長時間労働の是正、人材確保、安全衛生対策の推進等に向けた支援を行う。

情報サービス業（IT業界）については、業界団体等と連携し個別訪問によるコンサルティングを実施するなど、長時間労働対策を推進する。

③ 勤務間インターバル制度の導入促進

24億円（27億円）

うち雇用環境・均等局分 57百万円（62百万円）

勤務間インターバル制度について、業種別導入マニュアルを引き続き作成するほか、中小企業が活用できる助成金制度を推進するとともに制度導入に係る好事例の周知等を通じて、導入促進を図る。（※）

※ 勤務間インターバル制度導入促進のための広報事業（参考資料 P. 19）

④ 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等 32億円+緊要（35億円）

都道府県労働局及び労働基準監督署に時間外及び休日労働協定点検指導員を配置することにより、労働条件等の相談や助言指導体制を充実させるとともに、労働基準監督官 OB を活用すること等により、労働基準監督機関の監督指導体制の充実を図る。

時間外及び休日労働協定（36協定）未届事業場や新規起業事業場等に対し、民間事業者を活用し、労働条件に係る相談支援等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等により、きめ細やかな相談支援を実施する。

常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」や、労働条件に関する悩みの解消に役立つ労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を運営する。

また、高校生・大学生等に対して、労働法教育やブラックバイト対策の必要性等に係るセミナー等を開催するとともに、高校・大学の教員等に対して労働法の教え方に関する指導者用動画を作成する。

⑤ 長時間労働につながる取引環境の見直し

20百万円（21百万円）

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けて11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、中小企業庁等と連携し、集

中的な周知啓発を行うことにより、長時間労働につながる取引が生じないよう、社会全体の機運の醸成を図る。(※)

※ 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた自主的取組への技術的な支援のうち「長時間労働につながる取引環境の見直し」(参考資料 P. 20)

⑥ 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進 1.9 億円(2.2 億円)

年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、10 月の「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行う。

地域のイベントや学校休業日の分散化(キッズウィーク)に合わせて年次有給休暇が取得できるよう取り組むなど、休み方改革を推進する。(※)

※ 年次有給休暇の取得促進等に向けた働き方・休み方の見直しの推進(参考資料 P. 21)

⑦ 不妊治療を受けやすい休暇制度等の職場環境の整備の推進

30 百万円(23 百万円)

事業主等の仕事と不妊治療との両立支援の理解を深めるため、事業主向けセミナーを実施する等により、不妊治療のための休暇制度の導入や年次有給休暇制度等、各種制度の利用を促進し、不妊治療を受けやすい環境整備を推進する。(※)

※ 不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備事業(参考資料 P. 22)

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 126 億円(132 億円)

① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

106 億円(113 億円)

労働災害が増加傾向にある第三次産業等について、安全推進者の養成や働き方の多様化に対応した安全衛生対策の実態調査、介護労働者の腰痛予防対策の促進を図る。

建設業については、墜落・転落災害防止対策の充実強化など建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の大会施設の建設工事における安全衛生対策の徹底を図る。

製造業については、スマート保安の推進の観点から、ボイラー等の性能検査に自主検査等を導入した場合の検査周期の長期化等について検討を行う。さらに、構造規格の改正時に最新の規格への適用が猶予されている既存の機械等の更新を促進するための支援を行う。

併せて、伐木作業等に係る安全対策の充実など林業における労働災害防止対策の促進を図る。

② 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援

6.8億円(3.3億円)

中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するため、助成を行うとともに、高年齢者の特性に配慮した独創的・先進的な取組を検証し、検証結果を公表することで、高年齢労働者の安全衛生対策を推進する。

③ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

51億円(51億円)

産業保健総合支援センターにおける中小企業・小規模事業者への訪問支援等の実施、産業医等の産業保健関係者や事業者向け研修の充実等により、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援する。

中小企業・小規模事業者に対する助成等により、ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策の取組の推進を図る。

④ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

17億円(17億円)

化学物質に関するラベル表示の徹底、安全データシート(SDS)の交付の徹底、これらを踏まえたリスクアセスメントの実施を促す「ラベルでアクション」プロジェクトを推進する。また、小規模事業場向けの相談窓口の設置、実践的な指導・援助等を行う。

建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、改正石綿障害予防規則(令和2年7月1日公布、一部を除き令和3年4月1日施行)に基づき、石綿の使用の有無の調査(事前調査)を徹底する等の施策の充実を図る。

3 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

461億円+**緊要**(374億円)

うち雇用環境・均等局分 126億円(166億円)

(1) 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援(一部再掲)

94億円(105億円)

最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、助成金コースの新設・拡充により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、最低賃金が低い地域の賃金引上げを支援する。

また、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、各地域の商工団体等の関係機関と連携を図りつつ、賃金の引上げのための個別相談を実施するとともに、企業の現場を訪問して業務改善を後押しする個別訪問支援を行うなど中小企業・小規模事業者に寄り添った生産性向上支援を行う。

(2) 生活衛生関係営業者の「新しい生活様式」に対応した生産性向上の推進等【一部新規】(再掲・51ページ参照) 88百万円+緊要(2.1億円)

生活衛生関係営業者が「新しい生活様式」に適応し、生産性向上に向けた取組を行えるよう、生産性向上ガイドライン・マニュアルを活用した個別相談等や、アプリを活用した情報提供、最低賃金に関するセミナー等を実施する。

(3) 同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援(一部再掲) 80億円(103億円)

うち雇用環境・均等局分 46億円(57億円)

働き方改革関連法における雇用形態に関わらない公正な待遇の確保(同一労働同一賃金)に関する規定の適正な履行確保を行うため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、労務管理等の専門家による、業界別同一労働同一賃金導入マニュアル等を活用した支援や個別訪問支援、出張相談、セミナー等に加え、新たに業種別団体等に対し専門家チームによる支援を実施する(※1)ほか、同一労働同一賃金等に取り組む先行企業の事例の収集・周知(※2)等(※3)を行うことにより、非正規雇用労働者の待遇改善を図る。

※1 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(参考資料P.23)

※2 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業(参考資料P.24)

※3 パートタイム・有期雇用労働者活躍推進事業(参考資料P.25)

職務分析・職務評価コンサルタント育成事業(参考資料P.26)

(4) 未払賃金立替払の確実・迅速な実施 222億円(79億円)

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を事業主に代わって支払う「未払賃金立替払制度」について、立替払いが受けられるよう必要な原資を確保するとともに、立替払実地調査員等の配置による事務処理体制の整備等迅速化のための対策を推進する。

(5) 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等 90億円(128億円)

① 非正規雇用労働者の処遇改善を行う企業への助成金による支援

80億円(110億円)

非正規雇用労働者の賃金規定の増額改定を行うなど処遇改善に取り組んだ事業主に対して、キャリアアップ助成金による支援を行う。(※)

※ キャリアアップ助成金(処遇改善支援関係)(参考資料P.27)

② 無期転換ルールの円滑な運用

1.2億円(1.2億円)

労働契約法に基づく無期転換申込権が平成30年度から多くの有期契約労働者に発生していることを踏まえて、無期転換ルールの円滑な運用のための周知徹底等を

行う。

- ③ **人事評価制度や賃金制度の整備による取組の支援** 9. 2億円（17億円）
人事評価制度や賃金制度の整備・実施による生産性向上、賃金アップ等の実現により雇用管理改善を図る事業主に対する助成を行う。

- (6) **被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援** 7. 6億円（2. 6億円）

中小企業等において、被用者保険の適用拡大に当たり、労働者への丁寧な説明等を行えるよう、事業者を対象とした説明会等による周知や専門家の活用支援等を行う。

4 総合的なハラスメント対策の推進 43億円（42億円）

- (1) 職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施 8. 1億円（7. 3億円）

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の職場のハラスメント撲滅に向けて、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主向け説明会やシンポジウムの開催等による集中的な周知啓発を実施する。また、ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するため、都道府県労働局の相談・指導体制を整備するほか、平日の夜間や休日に対応するフリーダイヤルやメールによる相談窓口を設置する。
(※1)

- (2) 中小企業へのハラスメント対策取組支援 1. 9億円（1. 5億円）

令和4年4月1日より、パワーハラスメント防止措置が、中小企業においても義務化とされることから、専門家による中小企業への個別訪問等により、企業のハラスメント防止対策への取組支援を行うとともに、中小企業の外部相談窓口の運営等を行う。
(※1)

- (3) 早期の紛争解決に向けた体制整備等 33億円（33億円）

パワーハラスメントをはじめとしたあらゆる労働問題に関してワンストップで対応するため、全国の総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備を図るとともに、紛争調整委員会によるあっせん等により、個別労働紛争の早期の解決を促進する。
(※2)

- (4) カスタマーハラスメント対策の推進 17百万円（1百万円）

顧客や取引先からの暴力や悪質なクレーム等の著しい迷惑行為、いわゆるカスタマ

一ハラスメント対策を推進するため、対応事例を含めたカスタマーハラスメント対策企業マニュアルの策定・周知を行う。(※1)

※1 厚生労働省・都道府県労働局における総合的ハラスメント対策(参考資料 P. 28)

※2 個別労働紛争解決制度の枠組み(参考資料 P. 29)

5 治療と仕事の両立支援

34億円(34億円)

(1) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

16億円(16億円)

労働者が治療と仕事を両立できる環境を整備するため、平成31年3月に改定した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発など、両立支援の導入・拡充に向けて一般国民を含めた周知・啓発を推進する。

治療と仕事の両立を図るための制度の導入を図る企業に対して助成、個別訪問等の支援を行う。

(2) トライアングル型サポート体制の構築

34億円(34億円)

主治医と会社の連携の中核となり、患者に寄り添いながら、個々の患者ごとの治療と仕事の両立に向けた支援を行う両立支援コーディネーターを育成・配置する。

主治医、会社、産業医が効果的に連携するため、がん、難病、脳卒中、肝疾患、糖尿病、心疾患について、疾患ごとの治療方法や症状の特徴、両立支援に当たっての留意事項を示した疾患別サポートマニュアル等の普及を図る。

ハローワークの専門相談員ががん診療連携拠点病院等と連携して実施するがん患者等に対する就労支援について、相談支援体制の拡充を図る。

がん患者等に対して、病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートするため、がん診療連携拠点病院等における各個人の状況に応じた「治療と仕事両立プラン」を活用した就労支援を引き続き実施する。

難病患者の就労支援を着実に実施するため、都道府県等の難病相談支援センターにおける相談支援を引き続き実施する。

若年性認知症支援コーディネーターと関係機関等が連携体制を構築し、企業や産業医等に対する若年性認知症の特性についての周知、企業における就業上の措置等の適切な実施等、若年性認知症の人が働き続けられるよう、治療と仕事の両立支援の取組を推進する。

※**緊要**・・・新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費として、別途要望(事項要求)

※構成は「令和3年度厚生労働省予算概算要求の主要事項」と同様であり、下線部が雇用環境・均等局の

概算要求事項である。

※（ ）内は令和2年度予算額である。